

—————JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.—————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

株式会社 TBM 長期借入金 に対して Green 1 を付与

評 価 対 象	:	株式会社 TBM 長期借入金
分 類	:	長期借入金
貸 付 人	:	株式会社南都銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケート団
借 入 額	:	24 億円
貸付契約締結日	:	2020年11月30日
最終実行日	:	2021年3月31日
最終返済期限	:	2030年8月20日
資金使途	:	宮城県多賀城市に建設する工場の建設資金および工場内で利用する設備の購入資金

<グリーンローン評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第 1 章: 評価の概要

株式会社 TBM は、2011 年に創業した素材メーカーである。台湾製のストーンペーパーの輸入販売を事業としていたが、ストーンペーパーと異なる石灰石を主原料とする複合材料「LIMEX」を開発、現在では、LIMEX を用いて天然資源の使用量を抑えたプラスチック代替製品および紙代替製品を製造している。

TBM は、「進みたい未来へ、橋を架ける」をミッション、「過去を活かして未来を創る。100 年後でも持続可能な循環型イノベーション。」をビジョンとして掲げている。ミッションは、過去から引き継いだ価値観・仕組み・技術で進みたい未来を創り上げること、ビジョンは、イノベーションを通じて、100 年後でも持続可能な循環型社会を創り上げることの意味している。事業活動を行うに際しては、ESG の観点

からのマテリアリティの特定および事業が環境面に与える影響について分析した上で、負荷低減に資する取組を推進している。

今般の評価対象は、TBM が株式会社南都銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケート団を貸付人として借り入れた長期借入金（本借入金）である。本借入金は、TBM が宮城県多賀城市に建設している工場の建設資金および設備の購入資金に用いられる。多賀城市の工場では、LIMEX 製品としてのLIMEX シートおよびプラスチック代替製品などが製造される予定である。JCR は、LIMEX 製品でプラスチックや紙を代替することにより天然資源を大幅に削減できること、リサイクルやアップサイクルの仕組みづくりに取り組んでいることにより、本借入金の資金使途の対象は、環境改善効果を有すると評価している。

プロジェクトの選定プロセスにおいては、サステナビリティの専門部署および経営陣が関与して決裁が行われている。資金管理は適切な統制の下で担当部署により管理されること、調達資金に関するレポート内容も明確な環境改善効果が示されるようになっており、TBM に関して強固な管理運営体制および高い透明性を確認した。

以上より、本借入金について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。また、本借入金は、グリーンローン原則¹および環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン²において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ LMA (Loan Market Association), APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2018
<https://www.lma.eu.com/>

² 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本借入金の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の100%が、環境配慮製品である LIMEX 製品を製造するための工場の建設資金および設備資金であり、環境改善効果が高い。

本借入金は、TBM が宮城県多賀城市に建設している工場の建設資金および設備資金に全額投じられる。多賀城市の工場では、LIMEX 製品などが製造される予定となっている。

<LIMEX について>

LIMEX（ライメックス）は TBM が開発した炭酸カルシウムなどの無機物を 50% 以上含む無機フィラー分散系の複合材料である。主原料は石灰石（limestone）であり、英語名称は商品名の由来にもなっている。LIMEX はプラスチック代替製品や紙代替製品を製造するための材料となり、原材料の調達から製造、廃棄という商品のライフサイクル全体を通して、天然資源およびエネルギーの使用を大幅に減少することを可能としている。

LIMEX を使用したプラスチックの代替製品は、LIMEX ペレットを原材料としている。LIMEX ペレットは炭酸カルシウムなどの無機物（50～80%）、石油由来樹脂（20～50%）から構成されている。製品によって比率は異なるが、プラスチック 1t をプラスチックの代替製品で代替すると、およそ 330kg の石油由来のプラスチックを削減できる。

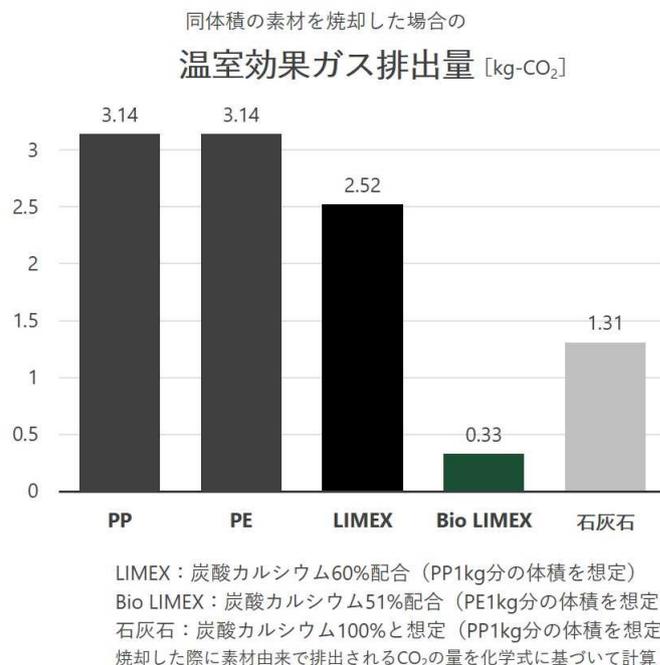
紙の代替製品として開発された LIMEX シートは、一般的な印刷用紙と比べると耐水性が高く、強度があり、かつ表面が滑らかなことが特徴である。原材料は、石灰石（製品 1t に対して約 0.6t～0.8t）およびポリオレフィン（高分子化合物、製品 1t に対して約 0.2t～0.4t）であり、紙の原材料となる木材パルプを一切使わない。紙 1t を LIMEX シートで代替した場合、原材料のうち木材パルプ 1t、水約 79t を削減できる（設備仕様に基づく想定値）。

木材の調達に際しては、製紙会社各社が独自に原料調達方針および調達した木材の違法性がないよう仕組みを整備する合法木材証明システムにより、環境および地域住民に配慮した木材調達先の法令順守を前提に調達しているが、LIMEX シートで代替することにより、森林資源の維持に寄与することができると考えられる。また、国内で使用する木材チップの 70%強が海外からの輸入によるものであり、運搬の際の CO₂ 排出量削減に貢献することも可能となる。

水資源に関しては、現在の推計によると、2050 年までに世界人口の 51%が高い水リスクに陥ると見られる中で、世界人口が増加し続けていることにより、今後さらに世界中で水資源の不足が加

速するものと考えられる。これを受け、国連総会では 2018 年 3 月 22 日から「国際行動の 10 年『持続可能な開発のための水』』を開始し、SDGs の目標達成のために、水資源の統合された管理の実施と促進およびすべてのレベルでの協力とパートナーシップを深める重要性を謳っている。LIMEX シートは、製紙に比して製造過程における水の使用量を大きく削減できるため、世界的な水不足の解決に資する商品であるといえる。

なお、使用後の LIMEX はマテリアルリサイクルによる資源循環を最優先の選択肢としているものの、やむを得ず廃棄する際は、プラスチックと比べて焼却時の CO₂ 排出が約 20%少ないことも特長である。LIMEX の主原料である石灰石は、プラスチックと比べて焼却時の CO₂ 排出が約 58%少ない。

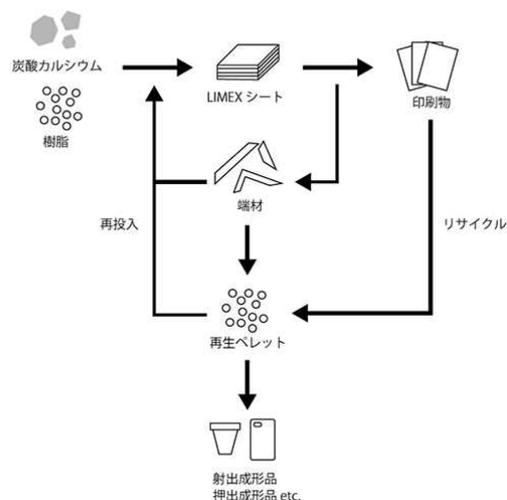


(出所：TBM 提供資料)

<LIMEX 製品のリサイクル・アップサイクルについて>

LIMEX シートの製造過程で発生した端材および使用済みの LIMEX 製品（LIMEX シートおよびプラスチック代替製品）は、再びペレットの状態に戻すことができ、LIMEX シートまたはプラスチック代替製品の材料として使用することができる（右図参照）。

このように、LIMEX 製品は、使用済みの製品のリサイクルのみならず、原材料へと戻し、さらに高い次元の製品へ作り変えることのできるアップサイクルができ、これらの仕組みにより、繰り返し使うことができるという特長がある。



TBM では、LIMEX 製品を利用する様々な企業と協働し、製品のリサイクル・アップサイクルを促進している。現在までに複数の飲食店のメニューに LIMEX シートが採用され、使用後に回収・再製品化が行われている。例えば、セブン&アイ・フードシステムズが運営するカフェで使用されたメニューを、デニーズ店舗で使用するトレーにアップサイクルする取組を行っている。また、神奈川県と提携したアップサイクルを通じた循環型のまちづくりを推進する取り組み（かながわアップサイクルコンソーシアム）や、鯖江市と慶応義塾大学と連携した「鯖江市における環境負荷の低

い地域モデルの構築、持続可能なものづくり」への挑戦など、自治体をはじめとするステークホルダーとコンソーシアムを形成することで、広域エリアを対象としたアップサイクルの仕組みづくりを推進している。

LIMEX 製品が代替の対象としているプラスチックは、手軽に利用できる一方で、利用後適切に処理されず、推計では年間 800 万 t ものプラスチックごみが海中へ流出しており、世界的に問題となっている。この状況に関し、2018 年 6 月の G7 サミットでは「海洋プラスチック憲章」が採択されている。

国内では環境省が 2019 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を公表し、

- ・ 2030 年までにワンウェイのプラスチックを 25% 排出抑制する
- ・ 2025 年までにプラスチック製容器包装・製品のデザインを、技術的に分別容易かつリユースまたはリサイクル可能なものにする
- ・ 2030 年までに、プラスチック製容器包装の 6 割をリユースまたはリサイクルする
- ・ 2035 年までにすべての使用済プラスチックをリユースまたはリサイクル、それが難しい場合には熱回収も含め 100% 有効利用する

ことを目指すとしている。

LIMEX 製品およびそのリサイクル・アップサイクルは、上記の脱プラスチックにかかる国内外の諸政策および天然資源の枯渇の抑制に貢献するものである。

<多賀城市の工場（多賀城工場）の概要>

TBM では、宮城県白石市にある工場（白石工場）に続き同社の第二プラントとなる多賀城工場が 2021 年 2 月に竣工している。多賀城工場では、白石工場の約 4 倍である年間約 23,000t の LIMEX の生産を予定しており、LIMEX シートや LIMEX ペレットの普及を図るものとしている。また、海外への技術輸出に向けた LIMEX 量産のモデル工場として製造における技術・システムを確立し、量産プラントの世界展開を目指している。2021 年 3 月時点では、モンゴル国の国家開発庁や中国・河南省の省営のファンドなどと基本合意を結び、プラント展開に向けた具体的検討を推進している。

多賀城工場の建設は、2015 年に経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）」に採択されており、多賀城市が復興牽引の拠点と位置付けている「さんみらい多賀城・復興団地（一本柳工業団地）」内に、工場用地を確保している。また、復興支援の一助として、工場稼働開始時に地元住民を雇用し、生産体制を構築しており、工場の稼働による東日本大震災の被災地支援の側面も有している。

<資金使途の対象に対する JCR の評価>

今般資金使途の対象である多賀城工場で製造される LIMEX 製品は、代替の対象となるプラスチック・紙と比較して、製造時に使用する石油、木材パルプ、水などの天然資源を大幅に削減することができる。

以上より、JCR は資金使途の対象は高い環境改善効果を有するものと評価した。

- ii. 資金使途は、グリーンローン原則に定義されているグリーンプロジェクトのうち「高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス」、グリーンローン及びサステナビリティ・

リンク・ローンガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち「環境配慮製品、環境に配慮した製造技術、プロセスに関する事業」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

TBM は、資金使途の対象となる多賀城工場の建設に際しネガティブな要因となりうる、騒音や砂塵の抑制・清掃および建設関係者の安全に配慮をしたうえで進めている。

工場の稼働後においては、製品の製造に必要な原材料の調達が必要となるが、TBM は環境マネジメントシステムや品質マネジメントシステムを有するサプライヤーを対象として、TBM の環境・社会への配慮する方針について理解してもらった上で主原料である石灰石の調達を行っている。また、工場の操業については、騒音等による周辺住民への影響および工場労働者への安全管理の不備がリスクとなりうる要因と判断しており、周辺住民に対しては、騒音の発生を適切に抑えられるよう導入する機械や車両の通行に対して配慮すること、工場労働者に対しては、既に稼働している白石工場の安全面での配慮方法を引き継ぐことで懸念されるネガティブな影響の排除に努めるものとしている。

以上より、JCR では資金使途の対象による環境に対する負の影響の蓋然性は小さいと判断している。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象となる工場で製造される LIMEX 製品は、石灰石を主原料とすることで、石油、木材パルプおよび水などの天然資源の使用量を大幅に減少させることができる。また、製品の廃棄においては、プラスチックと比較し、焼却に際して生じる CO₂ の削減に寄与する。さらに、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 6：安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する。



目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。



目標 15：陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性、及び、一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 目標

TBM は、「過去を活かして未来を創る。100 年後でも持続可能な循環型イノベーション。」をビジョンとして掲げている。

今般、多賀城工場の建設資金および設備の購入資金を調達するために本借入金を借り受けることにより、LIMEX 製品の量産が可能になり、代替の対象となるプラスチックおよび紙と比べ、天然資源の使用を大幅に削減できる。LIMEX は TBM によって製造された新素材であり、このイノベーションを通じて、より持続可能な社会への貢献が可能になると考えられる。これより、JCR は TBM が本借入金を通じて行うことは、TBM のビジョンと整合的であると評価している。

b. 選定基準

TBM は、本借入金の資金使途の適格クライテリアを、LIMEX 製品などを製造する工場の建設資金および設備資金と定めている。LIMEX に関する改善効果はフェーズ 1 に記載のとおりであり、工場の建設は、環境および社会面への影響に配慮した上で実施される。これより、JCR はこの基準について、環境改善効果を有する建物や設備が対象となっていると評価している。

c. プロセス

TBM は、管理本部の担当者が調達資金の使途となる対象を、当該プロジェクトの推進を担当する部署としての経営企画本部、建設・設備導入管理を担当する開発・生産本部、サステナビリティの専門部署であるコーポレート・コミュニケーション本部の担当者とグリーン性について協議の上で選定し、起案している。最終決定は取締役会にて行われ、正式に対象プロジェクトとして選定される。取締役会は社外取締役 2 名を含めた 7 名で構成されており、TBM の株主総会に次ぐ意思決定機関となっている。

以上より、資金使途の対象に対するグリーン性の評価について、専門的知見を有する部署および経営陣が適切に選定およびプロジェクトの裁決に関与しており、プロセスが明確であると JCR では評価している。

JCR では、TBM のグリーンローンに関する目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートにて開示されることから、貸付人に対する透明性が確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンローンの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本借入金は、評価フェーズ1で記載した多賀城工場の建設資金および設備の購入資金に全額新規投資として充当される予定である。

資金の追跡管理は、管理本部の担当者により本借入金専用のスプレッドシートを用いて行われる。対象事業への資金充当は借入金の調達からおよそ6ヶ月以内を目途に行われ、対象事業の進捗の都度、支払いが行われる。充当されるまでの間、借入金は現金または現金同等物で管理される。

管理に係る帳票は、支払いが発生する都度管理本部長の承認を受ける。また、この資金管理は内部監査および会計監査の対象となっており、適切な統制が働いている。

本借入金の返済前に、資金使途の対象となるプロジェクトがなんらかの理由で資金使途の対象から外れる場合、TBMは本借入金の期限前返済、または適格性基準を満たす代替のプロジェクトへの充当のいずれかを検討することをJCRでは確認している。

JCRではTBMの資金管理について、資金使途の対象となるプロジェクトに確実に充当される仕組みが作られていること、内部監査、外部統制の体制が整備されていることなどから、妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローン発行前後の貸付人等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンローン発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

TBM は、本借入金の調達後 6 ヶ月以内に多賀城工場の建設資金および設備の購入資金として調達金額の全額を充当し、充当までの間、借入金を現金または現金等同物で管理する予定としている。TBM は上記を含む資金の充当状況に関して、TBM のウェブサイト上で開示することとしている。また、資金使途の対象となる多賀城工場の建設等に当初の予定と異なる事象が発生した場合も、TBM のウェブサイト上で開示することを予定している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

今後、TBM は年次で、グリーン適格資産の環境改善効果として以下の項目を同社のウェブサイト上で開示を行う予定である。

[アウトプット]

1. 多賀城工場で生産される予定の LIMEX の生産量
2. 多賀城工場で生産される予定の LIMEX シートの生産量
3. 多賀城工場で生産される予定の LIMEX ペレットの生産量

[アウトカム]

1. LIMEX シートによる環境改善効果
 - a. 削減できる木材パルプの推定量
 - b. 削減できる水の推定量
 - c. 削減できる石油由来プラスチックの推定量
2. LIMEX ペレット による環境改善効果
 - a. 削減できる石油由来プラスチックの推定量
 - b. 削減できる CO₂ 排出量見込み

[インパクト]

TBM のビジョンである「過去を活かして未来を創る。100 年後でも持続可能な循環型イノベーション。」および SDGs12「つくる責任 つかう責任」の実現

JCR では、上記レポーティングについて、貸付人に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等々を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

TBM は、「進みたい未来へ、橋を架ける」をミッション、「過去を活かして未来を創る。100年後でも持続可能な循環型イノベーション。」をビジョンとして掲げている。ミッションは、過去から引き継いだ価値観・仕組み・技術で進みたい未来を創り上げること、ビジョンは、イノベーションを通じて、100年後でも持続可能な循環型社会を創り上げることがを意味している。

TBM は、サステナビリティを「環境・社会・経済的な3つの側面を配慮することで、当社の事業およびステークホルダーに加え、社会全体を持続可能にしていく活動」と定義づけし、TBM が事業を進めていく上でコアな概念であると考えている。TBM は LIMEX 事業を通じて、環境問題の解決に貢献するだけでなく、被災地での工場建設や雇用創出を通じた社会・経済への貢献も目指している。LIMEX 事業の推進は、TBM の企業価値向上と軌を一にしており、TBM の事業形態は環境問題および社会問題解決への貢献と自社の成長を両立させるものとなっている。

環境問題への取組として、TBM は、社内の専門部署であるサステナビリティ委員会による協議を中心として、事業活動が環境に影響を及ぼしうる重大課題として「水資源の保全」、「温室効果ガス排出量の削減」、「省エネルギーへの取り組み」、「廃棄物の削減」、「環境コンプライアンス」の5項目を選定した上で、具体的な環境負荷低減に資する取り組みを洗い出し、実行している。

上記5項目のうち「温室効果ガス排出量の削減」について、TBM は2020年8月から白石工場で使用する電力を実質100%再生可能エネルギーに切り替えた。2019年度実績に基づけば、白石工場での消費電力はTBM全体で消費する電力の約94%に相当する大部分を占め、切り替えは年間約888tのCO₂削減に貢献する。「省エネルギーへの取り組み」については、ライフサイクルアセスメント(LCA)の分析により、LIMEX製品のライフサイクルにおけるエネルギー削減に努めている。LCAは製品製造だけでなく、原材料の調達や処分を含めた製品のライフサイクル全体で生じるCO₂排出量を評価対象としており、製品の製造にあたっての環境負荷の測定のほか、自社の事業活動における環境負荷低減策の策定、環境負荷のために導入した技術の効果検証などに用いている。

上記をはじめとするサステナビリティの取り組みを計画的に実施するため、TBM は2016年6月に、サステナビリティ委員会を発足させている。当該委員は、代表取締役CEOを委員長とし、コーポレート・コミュニケーション本部の代表者(本部長およびサステナビリティ担当者)、サステナビリティに関し知見を有する外部のアドバイザーで構成されており、四半期に1回開催される。TBM は同委員会において、サステナビリティに関する助言をアドバイザーから受けているほか、社内での取り組みに関する報告などを行っている。

TBM ではサステナビリティ委員会以外にも、社内で様々なグループ単位によるサステナビリティの推進を企図した会議体が存在し、全社員からのアイデアを集約し、TBM の取組として推進する仕組みが整っている。

TBM では、環境問題を重要な課題であると認識し、未上場ながらCDP(Carbon Disclosure Project)の質問票に2017年から自主回答をしており、2020年度は、「気候変動」および「水セキュリティ」で共に「B」ランク企業に認定されている(調査対象はジャパン500が中心)。また、2019年8月に環境省による「中小企業向けSBT・再エネ100%目標支援事業」の参加企業にも選定されており、SBT水準に整合する中長期の削減目標設定の支援、再エネ100%の設定支援を受けている。

JCR では、これらの組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を重要度の高い課題として位置付けており、社内外の環境に専門的な知見を有するリソースを活用して自社の取組を推進していると評価している。

■評価結果

本借入金について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。また、本借入金は、グリーンローン原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

借入人：株式会社 TBM

【新規】

対象	借入額	契約締結日	最終実行日	最終返済期限	評価
長期借入金	24 億円	2020 年 11 月 30 日	2021 年 3 月 31 日	2030 年 8 月 20 日	JCR グリーンローン評価 : Green 1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 菊池 理恵子・垣内 洋椰

本件グリーンローン評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンローン評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン評価は、評価対象であるグリーンローンの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンローンで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンローン評価は、グリーンローンの実行計画時点または実行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は、グリーンローンが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンローンの実行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンローン評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンローン評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンローン評価：グリーンローンの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル